

災害廃棄物中部ブロック広域連携計画

第二版

【自県が被災したときの主体別広域連携計画（案）】

平成 30 年 x 月 xx 日

※表中の最右欄には「広域連携計画第二版（平成 29 年 2 月 14 日）」の該当ページと使用様式を【 】内に記載

【災害応急対応時 6.0.～6.4.】

6.0. 連携体制の構築

県	市町村	広域連携計画 該当ページ等
<p>➤ <u>連携体制の構築</u></p> <p>1) 平時に構築した連携体制を基本とし、県内市町村を含め中部ブロック内の関係者と連携体制を構築</p>	<p>➤ <u>連携体制の構築</u></p> <p>1) 平時に構築した連携体制を基本とし、県内市町村を含め中部ブロック内の関係者と連携体制を構築</p>	P.10-11

6.1. 情報共有（被害状況、災害廃棄物発生量、仮置場等の用地に関する情報共有）

県	市町村	広域連携計画 該当ページ等
<p><u>(1) 被害状況の共有手順</u></p> <p>1) 中部事務所から被害状況把握依頼を受領</p> <p>2) 県内市町村に被害状況把握を依頼</p> <p>3) 県内市町村から被害状況報告を受領</p> <p>4) 県内の被害状況を集約し、中部事務所に提供</p> <p>5) 中部事務所から中部ブロック内の被害状況を共有</p>	<p><u>(1) 被害状況の共有手順</u></p> <p>1) 県から被害状況把握依頼を受領</p> <p>2) 域内の被害状況を調査し、県に提供</p>	P.17 【1】
<p><u>(2) 災害廃棄物発生量に関する情報共有</u></p> <p>1) 県内市町村から発生量の概算を受領</p> <p>2) 県内の発生量を集約し、中部事務所に提供</p> <p>3) 中部事務所から中部ブロック内の発生量を共有</p> <p>4) 被害状況に関する新たな情報が得られた場合等は同様の手順で情報を共有</p>	<p><u>(2) 災害廃棄物発生量に関する情報共有</u></p> <p>1) 可能な限り早期に発生量を概算し、県に提供</p> <p>2) 被害状況に関する新たな情報が得られた場合等は同様の手順で情報を共有</p>	P.17 【1】
<p><u>(3) 仮置場等の用地に関する情報共有</u></p> <p>1) 必要に応じ、県内市町村に対して仮置場等に使用可能な県有地に関する情報を提供</p> <p>2) 必要に応じ、中部事務所に仮置場等に関する情報提供を依頼</p> <p>3) 中部事務所から仮置場等に使用可能な国有地に係る情報を受領</p> <p>4) 県内市町村に対して中部事務所から受領した国有地に係る情報を提供</p>	<p><u>(3) 仮置場等の用地に関する情報共有</u></p> <p>1) 県から仮置場等に使用可能な県有地に関する情報を受領</p> <p>2) 県から仮置場等に使用可能な国有地に関する情報を受領</p>	P.17-18

6.2. 人材、資機材の確保（支援要請、幹事支援県の決定～支援開始）

県	市町村	広域連携計画 該当ページ等																												
<p>➤ 支援要請</p> <p>1) 被災市町村から支援要請を受領</p> <p>2) 県で必要な支援も含め、県内で必要な支援を集約</p> <p>3) 県外からの支援が必要な場合、他県または中部事務所に支援を要請</p> <p>基本手順</p> <p>表 10 に示す順位の最も高い応援県に支援を要請し、その内容を中部事務所に報告</p> <p>表 10 に示す応援県全てが被災</p> <p>中部事務所に支援を要請</p> <p>表 10 に示す応援県全て・中部事務所が被災</p> <p>表 11 に示す順位の最も高い応援県に支援を要請</p> <p>表 10 被災県市と主たる応援県市の一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>被災県市</th> <th>主たる応援県順位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富山県</td> <td>1. 石川県、2. 長野県、3. 岐阜県</td> </tr> <tr> <td>石川県</td> <td>1. 富山県、2. 福井県、3. 岐阜県</td> </tr> <tr> <td>福井県</td> <td>1. 石川県、2. 岐阜県、3. 滋賀県</td> </tr> <tr> <td>長野県</td> <td>1. 富山県、2. 石川県、3. 岐阜県</td> </tr> <tr> <td>岐阜県</td> <td>1. 愛知県、2. 三重県、3. 富山県</td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>1. 愛知県、2. 長野県、3. 岐阜県</td> </tr> <tr> <td>愛知県</td> <td>1. 岐阜県、2. 三重県、3. 静岡県</td> </tr> <tr> <td>三重県</td> <td>1. 愛知県、2. 岐阜県、3. 滋賀県</td> </tr> <tr> <td>滋賀県</td> <td>1. 三重県、2. 福井県、3. 岐阜県</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 11 被災県市と主たる応援県市の一覧表 (太平洋側の複数県が被災した場合)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>被災県市</th> <th>主たる応援県順位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡県</td> <td>1. 富山県、2. 長野県</td> </tr> <tr> <td>愛知県</td> <td>1. 石川県、2. 岐阜県</td> </tr> <tr> <td>三重県</td> <td>1. 福井県、2. 滋賀県</td> </tr> </tbody> </table>	被災県市	主たる応援県順位	富山県	1. 石川県、2. 長野県、3. 岐阜県	石川県	1. 富山県、2. 福井県、3. 岐阜県	福井県	1. 石川県、2. 岐阜県、3. 滋賀県	長野県	1. 富山県、2. 石川県、3. 岐阜県	岐阜県	1. 愛知県、2. 三重県、3. 富山県	静岡県	1. 愛知県、2. 長野県、3. 岐阜県	愛知県	1. 岐阜県、2. 三重県、3. 静岡県	三重県	1. 愛知県、2. 岐阜県、3. 滋賀県	滋賀県	1. 三重県、2. 福井県、3. 岐阜県	被災県市	主たる応援県順位	静岡県	1. 富山県、2. 長野県	愛知県	1. 石川県、2. 岐阜県	三重県	1. 福井県、2. 滋賀県	<p>➤ 支援要請</p> <p>1) 県に必要な支援を要請</p>	<p>P. 20-21</p> <p>【2-3】</p> <p>【3-1】</p> <p>【2-3, 3-1】</p>
被災県市	主たる応援県順位																													
富山県	1. 石川県、2. 長野県、3. 岐阜県																													
石川県	1. 富山県、2. 福井県、3. 岐阜県																													
福井県	1. 石川県、2. 岐阜県、3. 滋賀県																													
長野県	1. 富山県、2. 石川県、3. 岐阜県																													
岐阜県	1. 愛知県、2. 三重県、3. 富山県																													
静岡県	1. 愛知県、2. 長野県、3. 岐阜県																													
愛知県	1. 岐阜県、2. 三重県、3. 静岡県																													
三重県	1. 愛知県、2. 岐阜県、3. 滋賀県																													
滋賀県	1. 三重県、2. 福井県、3. 岐阜県																													
被災県市	主たる応援県順位																													
静岡県	1. 富山県、2. 長野県																													
愛知県	1. 石川県、2. 岐阜県																													
三重県	1. 福井県、2. 滋賀県																													
<p>➤ 幹事支援県の決定～支援開始</p> <p>1) 幹事支援県から支援を主導する旨の連絡を受領</p> <p>2) 幹事支援県から市町村別の支援割り振り案を受領</p> <p>3) 受領した支援割り振り案を確認（必要に応じ、割り振り変更について幹事支援県と調整）</p> <p>4) 支援割り振り案に基づき、支援主体、支援内容を支援要請した被災市町村に伝達</p> <p>5) 被災市町村に伝達した内容を幹事支援県と中部事務所にも伝達</p>	<p>➤ 幹事支援県の決定～支援開始</p> <p>1) 県から支援主体、支援内容を受領</p> <p>2) 支援主体に直接連絡し、必要な支援の詳細を伝達</p> <p>3) 支援主体と調整し、支援主体からの支援が開始</p>	<p>P. 21-22</p> <p>【2-5, 3-3】</p> <p>【3-1, 3-2, 3-3】</p> <p>【3-3】</p>																												

6.3. 既存の処理施設の活用（緊急処理要請）

県	市町村	広域連携計画 該当ページ等																												
<p>➤ 緊急処理要請</p> <p>1) 県内の被害状況を踏まえ、緊急処理が必要と推測される災害廃棄物等の種類を中部事務所に伝達</p> <p>2) 被災市町村から自区域外での緊急性の高い災害廃棄物等の処理に係る要請を受領</p> <p>3) 可能な範囲で県内処理を検討した上で、緊急処理必要量を推計</p> <p>4) 緊急処理が必要な場合、他県または中部事務所に支援を要請</p> <p>基本手順</p> <p>表 13 (10) に示す順位の最も高い応援県に緊急処理を要請し、その内容を中部事務所に報告</p> <p>表 13 (10) に示す応援県全てが被災</p> <p>中部事務所に緊急処理を要請</p> <p>表 13 (10) に示す応援県全て・中部事務所が被災</p> <p>表 11 (14) に示す順位の最も高い応援県に緊急処理を要請</p> <p>表 13 (10) 被災県市と主たる応援県市の一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被災県市</th> <th>主たる応援県順位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富山県</td> <td>1. 石川県、2. 長野県、3. 岐阜県</td> </tr> <tr> <td>石川県</td> <td>1. 富山県、2. 福井県、3. 岐阜県</td> </tr> <tr> <td>福井県</td> <td>1. 石川県、2. 岐阜県、3. 滋賀県</td> </tr> <tr> <td>長野県</td> <td>1. 富山県、2. 石川県、3. 岐阜県</td> </tr> <tr> <td>岐阜県</td> <td>1. 愛知県、2. 三重県、3. 富山県</td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>1. 愛知県、2. 長野県、3. 岐阜県</td> </tr> <tr> <td>愛知県</td> <td>1. 岐阜県、2. 三重県、3. 静岡県</td> </tr> <tr> <td>三重県</td> <td>1. 愛知県、2. 岐阜県、3. 滋賀県</td> </tr> <tr> <td>滋賀県</td> <td>1. 三重県、2. 福井県、3. 岐阜県</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 14 (11) 被災県市と主たる応援県市の一覧表 (太平洋側の複数県が被災した場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被災県市</th> <th>主たる応援県順位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡県</td> <td>1. 富山県、2. 長野県</td> </tr> <tr> <td>愛知県</td> <td>1. 石川県、2. 岐阜県</td> </tr> <tr> <td>三重県</td> <td>1. 福井県、2. 滋賀県</td> </tr> </tbody> </table>	被災県市	主たる応援県順位	富山県	1. 石川県、2. 長野県、3. 岐阜県	石川県	1. 富山県、2. 福井県、3. 岐阜県	福井県	1. 石川県、2. 岐阜県、3. 滋賀県	長野県	1. 富山県、2. 石川県、3. 岐阜県	岐阜県	1. 愛知県、2. 三重県、3. 富山県	静岡県	1. 愛知県、2. 長野県、3. 岐阜県	愛知県	1. 岐阜県、2. 三重県、3. 静岡県	三重県	1. 愛知県、2. 岐阜県、3. 滋賀県	滋賀県	1. 三重県、2. 福井県、3. 岐阜県	被災県市	主たる応援県順位	静岡県	1. 富山県、2. 長野県	愛知県	1. 石川県、2. 岐阜県	三重県	1. 福井県、2. 滋賀県	<p>➤ 緊急処理要請</p> <p>1) 緊急的に処理が必要な災害廃棄物等について、可能な範囲で自区内処理等を検討した上で、自区内等で処理できない量を推計</p> <p>2) 県に自区域外での緊急性の高い災害廃棄物等の処理を要請</p>	<p>P. 29-30</p> <p>【4-1】</p> <p>【4-3】</p> <p>【5-1】</p> <p>【4-3, 5-1】</p>
被災県市	主たる応援県順位																													
富山県	1. 石川県、2. 長野県、3. 岐阜県																													
石川県	1. 富山県、2. 福井県、3. 岐阜県																													
福井県	1. 石川県、2. 岐阜県、3. 滋賀県																													
長野県	1. 富山県、2. 石川県、3. 岐阜県																													
岐阜県	1. 愛知県、2. 三重県、3. 富山県																													
静岡県	1. 愛知県、2. 長野県、3. 岐阜県																													
愛知県	1. 岐阜県、2. 三重県、3. 静岡県																													
三重県	1. 愛知県、2. 岐阜県、3. 滋賀県																													
滋賀県	1. 三重県、2. 福井県、3. 岐阜県																													
被災県市	主たる応援県順位																													
静岡県	1. 富山県、2. 長野県																													
愛知県	1. 石川県、2. 岐阜県																													
三重県	1. 福井県、2. 滋賀県																													

【災害応急対応時 6.0.～6.4.】

6.3. 既存の処理施設の活用（幹事緊急処理県の決定～緊急処理開始）

県	市町村	広域連携計画 該当ページ等
<p>➤ 幹事緊急処理県の決定～緊急処理開始</p> <p>1) 幹事緊急処理県から緊急処理を主導する旨の連絡を受領</p> <p>2) 幹事緊急処理県から市町村別の緊急処理割り振り案を受領</p> <p>3) 受領した緊急処理割り振り案を確認（必要に応じ、割り振り変更について幹事緊急処理県と調整）</p> <p>4) 緊急処理割り振り案に基づき、緊急処理受入施設、緊急処理受入量を緊急処理が必要となる被災市町村に伝達</p> <p>5) 被災市町村に伝達した内容を幹事緊急処理県と中部事務所にも伝達</p>	<p>➤ 幹事緊急処理県の決定～緊急処理開始</p> <p>1) 県から支援主体、支援内容を受領</p> <p>2) 緊急処理受入施設の管理者に直接連絡し、必要な支援の詳細を伝達</p> <p>3) 合わせて、緊急処理受入施設の立地市町村に対しても通知</p> <p>4) 緊急処理受入施設の管理者、立地市町村と調整し、緊急処理を開始</p>	<p>P. 30-32</p> <p>【4-5, 5-3】</p> <p>【5-1, 5-2, 5-3】</p> <p>【5-3】</p> <p>【5-3】</p>

6.4. 県が事務委託を受けた場合又は事務を代替した場合の読替規定

県	市町村	広域連携計画 該当ページ等
<p>➤ 事務委託・事務の代替執行の読替</p> <p>1) 事務委託による一部事務の代行、代替執行による一部事務の代替を行う場合、代行又は代替する事務に係る項目において、当該「市町村」を当該「県」と読み替える</p> <p>2) 市町村と協力し、臨機応変に最善を尽くす</p>	<p>➤ 事務委託・事務の代替執行の読替</p> <p>1) 県と協力し、臨機応変に最善を尽くす</p>	<p>P. 40</p>

7.0. 連携体制の構築

県	市町村	広域連携計画 該当ページ等
<p>➤ <u>地域ブロック及び主担当の地方環境事務所の設定</u></p> <p><u>広域連携体制構築範囲が中部管内にとどまる場合</u></p> <p>—</p> <p><u>広域連携体制構築範囲が中部事務所管外に及ぶ場合</u></p> <p>1) 中部事務所より地域ブロックの範囲と主担当の地方環境事務所を伝達</p> <p><u>複数の主担当の事務所で対応せざるを得ない場合</u></p> <p>1) 中部事務所より地域ブロックの範囲と主担当の地方環境事務所を伝達</p> <p>➤ <u>主体間の連携体制の構築</u></p> <p>1) 中部地方環境事務所と連携して、県を越えた連携体制を構築</p> <p>2) 産業廃棄物協会等の民間団体部の連携体制を構築</p> <p>3) 市町村間の連携体制が円滑に構築されるよう市町村を支援</p> <p>4) 必要に応じ、中部地方環境事務所に災害廃棄物処理対策協議会（仮称）の開催を要請</p>	<p>➤ <u>地域ブロック及び主担当の地方環境事務所の設定</u></p> <p><u>広域連携体制構築範囲が中部管内にとどまる場合</u></p> <p>—</p> <p><u>広域連携体制構築範囲が中部事務所管外に及ぶ場合</u></p> <p>1) 中部事務所より地域ブロックの範囲と主担当の地方環境事務所を伝達</p> <p><u>複数の主担当の事務所で対応せざるを得ない場合</u></p> <p>1) 中部事務所より地域ブロックの範囲と主担当の地方環境事務所を伝達</p> <p>➤ <u>主体間の連携体制の構築</u></p> <p>1) 県と連携して、市町村間の連携体制を構築</p> <p>2) 一般廃棄物関連及び産業廃棄物協会等の民間団体等との連携体制を構築</p> <p>3) 必要に応じ、中部地方環境事務所に災害廃棄物処理対策協議会（仮称）の開催を要請</p>	<p>P. 40</p> <p>P. 41</p>

【災害復旧・復興時 7.0.～7.6.】

7.1. 情報共有（災害廃棄物発生量、処理指針・実行計画、処理の進捗、仮置場等の用地に関する情報共有）

県	市町村	広域連携計画 該当ページ等
<p><u>（１）災害廃棄物発生量に関する情報共有</u></p> <p>1) 県内市町村から発生量の推計結果を受領</p> <p>2) 県内の発生量を集約し、中部事務所に提供</p> <p>3) 中部事務所から中部ブロック内の発生量を共有</p>	<p><u>（１）被害状況の共有手順</u></p> <p>1) 災害廃棄物発生量を推計し、県に提供</p>	P. 43
<p><u>（２）処理指針、実行計画の検討時の情報共有</u></p> <p>1) 県内市町村から実行計画の策定有無に係る情報を受領</p> <p>2) 自県及び県内市町村の実行計画の策定有無について、可能な限り早く中部事務所に伝達</p>	<p><u>（２）処理指針、実行計画の検討時の情報共有</u></p> <p>1) 実行計画の策定有無について、県に伝達</p>	P. 43
<p><u>（３）災害廃棄物処理の進捗状況に関する情報共有</u></p> <p>1) 中部事務所から災害廃棄物処理の進捗状況に関する報告依頼を受領</p> <p>2) 県内市町村に災害廃棄物処理の進捗状況に関する報告を依頼</p> <p>3) 県内市町村から災害廃棄物処理の進捗状況に関する報告を受領</p> <p>4) 県内の災害廃棄物処理の進捗状況を集約し、中部事務所に提供</p> <p>5) 中部事務所から中部ブロック内の進捗状況を共有</p>	<p><u>（３）災害廃棄物処理の進捗状況に関する情報共有</u></p> <p>1) 県から災害廃棄物処理の進捗状況に関する報告依頼を受領</p> <p>2) 域内の災害廃棄物処理の進捗状況を取りまとめ、県に提供</p>	P. 44
<p><u>（４）仮置場等の用地に関する情報共有</u></p> <p><u>〔災害応急対応時に確保した分では不足する場合〕</u></p> <p>1) 被災市町村から仮置場等の情報提供依頼を受領</p> <p>2) 県内市町村に対して仮置場等に使用可能な県有地に関する情報を提供</p> <p>3) 必要に応じ、中部事務所に仮置場等の情報提供を依頼</p> <p>4) 中部地方環境事務所から仮置場等に使用可能な国有地に関する情報を受領</p> <p>5) <u>県内市町村に対して中部事務所から受領した国有地に関する情報を提供</u></p>	<p><u>（４）仮置場等の用地に関する情報共有</u></p> <p><u>〔災害応急対応時に確保した分では不足する場合〕</u></p> <p>1) 必要に応じ、仮置場等の情報提供を県に依頼</p> <p>2) 県から仮置場等に使用可能な県有地に関する情報を受領</p> <p>3) <u>県から仮置場等に使用可能な国有地に関する情報を受領</u></p>	P. 44-45

7.2. 人材、資機材の確保（災害応急対応時からの支援の終了～新たに必要となった支援の開始）

県	市町村	広域連携計画 該当ページ等
<p>※本項では、「災害応急対応時から継続する人材及び資機材の支援」を総じて「支援」という</p> <p><u>（1）人材派遣及び資機材支援の終了・継続</u></p> <p>➤ <u>支援の終了</u></p> <p>1) 支援の終了に向けて、業務の効率化、配置転換、新規雇用、予算確保、業務発注等により人材・資機材を確保</p> <p>2) 支援の終了を判断した場合、支援の終了時期等について支援元の自治体等と調整</p> <p>3) 県内市町村における支援の終了に係る連絡を受領</p> <p>4) 県内の支援の終了について、支援県・中部事務所に連絡</p> <p>➤ <u>支援の継続</u></p> <p>1) やむを得ず、広域での支援が長期にわたり必要な場合、支援元の自治体等と直接調整し、支援の交代又は継続の方法等について決定</p> <p>2) 県内市町村から支援の継続に係る要請を受領</p> <p>3) 県内他市町村等の間で支援するよう調整</p> <p>4) 県内での支援調整が困難な場合、自県で不足する人材についても合わせて中部事務所に支援を要請</p> <p>5) 中部事務所から決定した支援を受領</p> <p>6) 決定した支援について、支援を要請した市町村に連絡</p> <p>7) 自県も支援を受ける場合、新たな支援元に連絡し、支援の詳細について調整</p> <p>8) 必要に応じ、支援の過不足・不均衡等の問題について、中部事務所からの助言を受領</p> <p><u>（2）新たに必要となった人材、資機材の支援</u></p> <p>➤ <u>新たな支援要請～支援開始</u></p> <p>1) 県内市町村から新たな支援要請を受領</p> <p>2) 県で新たに必要となった人材も含め、県内の他市町村等から支援するよう調整</p> <p>3) 県内での支援調整が困難な場合、必要な期間を明示した上で、中部事務所に支援を要請</p> <p>4) 中部事務所から決定した支援を受領</p> <p>5) 決定した支援について、支援を要請した市町村に連絡</p> <p>6) 自県も支援を受ける場合、新たな支援元に連絡し、支援の詳細について調整</p>	<p>※本項では、「災害応急対応時から継続する人材及び資機材の支援」を総じて「支援」という</p> <p><u>（1）人材派遣及び資機材支援の終了・継続</u></p> <p>➤ <u>支援の終了</u></p> <p>1) 支援の終了に向けて、業務の効率化、配置転換、新規雇用、予算確保、業務発注等により人材・資機材を確保</p> <p>2) 支援の終了を判断した場合、支援の終了時期等について支援元の自治体等と調整</p> <p>3) 支援の終了について、県に連絡</p> <p>➤ <u>支援の継続</u></p> <p>1) やむを得ず、広域での支援が長期にわたり必要な場合、支援元の自治体等と直接調整し、支援の交代又は継続の方法等について決定</p> <p>2) 支援元の自治体等からの支援が困難な場合、県に支援の継続を要請</p> <p>3) 県から決定した支援について受領</p> <p>4) 新たな支援元に連絡し、支援の詳細について調整</p> <p><u>（2）新たに必要となった人材、資機材の支援</u></p> <p>➤ <u>新たな支援要請～支援開始</u></p> <p>1) 新たな支援が必要となり、自らで確保できない場合、必要な期間を明示した上で、県に支援を要請</p> <p>2) 県から決定した支援について受領</p> <p>3) 新たな支援元に連絡し、支援の詳細について調整</p>	<p>P. 45</p> <p>P. 47 (1) 1)～2)</p> <p>P. 47 (1) 3)～10)</p> <p>P. 47 (2)</p>

【災害復旧・復興時 7.0.～7.6.】

7.2. 人材、資機材の確保（新たに必要となった支援の終了・継続）

県	市町村	広域連携計画 該当ページ等
<p>(2) 新たに必要となった人材、資機材の支援〔続き〕</p> <p>➤ <u>新たな支援の終了・継続</u></p> <p>7) 支援の早期終了に向けて、業務の効率化、配置転換、新規雇用、予算確保、業務発注等により人材・資機材を確保</p> <p>8) 支援の終了を判断した場合、支援の終了時期等について支援元の自治体等と調整</p> <p>9) 県内市町村における支援の終了に係る連絡を受領</p> <p>10) 県内の支援の終了について、支援県・中部事務所 に連絡</p> <p>11) やむを得ず、広域での支援が長期にわたり必要な場合、支援元の自治体等と直接調整し、支援の交代又は継続の方法等について決定</p> <p>12) 支援元からの支援が困難な場合、1) 又は2) からの手順により支援を確保</p> <p>13) 必要に応じ、支援の過不足・不均衡等の問題について、中部事務所からの助言を受領</p>	<p>(2) 新たに必要となった人材、資機材の支援〔続き〕</p> <p>➤ <u>新たな支援の終了・継続</u></p> <p>4) 支援の早期終了に向けて、業務の効率化、配置転換、新規雇用、予算確保、業務発注等により人材・資機材を確保</p> <p>5) 支援の終了を判断した場合、支援の終了時期等について支援元の自治体等と調整</p> <p>6) 支援の終了について、県に連絡</p> <p>7) やむを得ず、広域での支援が長期にわたり必要な場合、支援元の自治体等と直接調整し、支援の交代又は継続の方法等について決定</p> <p>8) 支援元からの支援が困難な場合、1) 又は2) からの手順により支援を確保</p>	<p>P. 47-48</p>

7.3. 既存中間処理施設の活用及び仮設中間処理施設の整備

県	市町村	広域連携計画 該当ページ等
<p>➤ <u>広域中間処理の要請～広域中間処理の開始</u></p> <p>1) 県内市町村から必要な中間処理に係る要請を受領</p> <p>2) 県内市町村等との調整、産業廃棄物協会等の民間団体等との連携により、既存中間処理施設の管理者と調整</p> <p>3) 県内での中間処理が困難な場合、仮設処理施設又は広域中間処理の必要性について、必要に応じ、中部事務所と相談の上、被災市町村に助言</p> <p>4) 仮設処理施設が必要な場合、立地場所、種類、規模、事業主体等について、市町村と調整</p> <p>5) 広域中間処理が必要な場合、広域中間処理が必要な市町村名、災害廃棄物等の種類、想定処理量、時期等を明示し、中部事務所に要請</p> <p>6) 中部事務所から広域中間処理の受入準備県の連絡先を受領</p> <p>7) 広域中間処理の受入準備県等に可能な限り協力</p> <p>8) 広域中間処理受入れの準備が整った場合、広域中間処理受入れの準備が整った市町村からの連絡受領後、関係者間で協定締結等を調整</p> <p>9) 広域中間処理を速やかに開始</p> <p>10) 広域中間処理の受入準備県等から受入断念の報告があった場合、上記6)からの手順により広域中間処理を調整</p>	<p>➤ <u>広域中間処理の要請～広域中間処理の開始</u></p> <p>1) 自区内の既存中間処理施設の管理者と調整し、可能な限り自区内での中間処理を実施</p> <p>2) 自区内等で全ての災害廃棄物等を中間処理できない場合、県に必要な中間処理について要請</p> <p>3) 仮設処理施設又は広域中間処理の必要性について、県からの助言を受領</p> <p>4) 仮設処理施設が必要な場合、立地場所、種類、規模、事業主体等について検討し、県と調整</p> <p>5) 広域中間処理の受入準備県等に可能な限り協力</p> <p>6) 広域中間処理受入れの準備が整った場合、広域中間処理受入れの準備が整った市町村からの連絡受領後、関係者間で協定締結等を調整</p> <p>7) 広域中間処理を速やかに開始</p> <p>8) 広域中間処理の受入準備県等から受入断念の報告があった場合、上記5)からの手順により広域中間処理を調整</p>	<p>P. 48-50</p>
<p>➤ <u>進捗報告等</u></p> <p>11) 毎月一回程度、被災市町村から広域中間処理実績量・予定量等の報告を受領</p> <p>12) 毎月一回程度、県内広域中間処理の実績量・予定量等を被災市町村・受入市町村別に集約</p> <p>13) 集約結果を中部事務所に報告</p> <p>14) 被災市町村が広域中間処理に必要な業務を行うことが困難な場合、その業務の実施に協力</p>	<p>➤ <u>進捗報告等</u></p> <p>9) 毎月一回程度、広域中間処理受入れ先の県、市町村、中間処理施設の管理者、県に広域中間処理実績量・予定量等を報告</p>	<p>P. 50</p>

7.4. 再生資材の利活用

県	市町村	広域連携計画 該当ページ等
<p>➤ <u>再生資材の利活用</u></p> <p>1) 県内市町村から必要な再生資材の利活用に係る要請を受領</p> <p>2) 県内で発生が想定される再生資材の種類、発生量、発生時期、特性等の情報を集約</p> <p>3) 自県及び県内各市町村の公共事業発注部局と調整し、再生資材の利活用を推進</p> <p>4) 県内の公共事業だけでは再生資材が余ることが想定される場合、再生資材の種類、発生量、発生時期、特性等の情報を集約し、中部事務所に報告</p> <p>5) 中部事務所から中部ブロック内で実施される公共事業の需要に係る情報を受領</p> <p>6) 中部ブロック内で実施される公共事業の需要に係る情報を被災市町村に提供</p>	<p>➤ <u>再生資材の利活用</u></p> <p>1) 自区内で再生資材の最大限の利活用を推進</p> <p>2) 自らの公共事業だけでは再生資材が余ることが想定される場合、再生資材の種類、発生量、発生時期、特性等の情報を整理し、県に必要な再生資材の利活用について要請</p> <p>3) 県から中部ブロック内で実施される公共事業の需要に係る情報を受領</p>	<p>P. 52-53</p>

7.5. 最終処分場の確保

県	市町村	広域連携計画 該当ページ等
<p>➤ <u>広域最終処分の要請～広域最終処分の開始</u></p> <p>1) 県内市町村から必要な最終処分に係る要請を受領</p> <p>2) 県内市町村等との調整、産業廃棄物協会等の民間団体等との連携により、既存最終処分場の管理者と調整</p> <p>3) 県内での最終処分が困難な場合、広域最終処分が必要な市町村名、災害廃棄物等の種類、想定処理量、時期等を明示し、中部事務所に要請</p> <p>4) 中部事務所から広域最終処分の受入準備県の連絡先を受領</p> <p>5) 広域最終処分の受入準備県等に可能な限り協力</p> <p>6) 広域最終処分受入れの準備が整った場合、広域最終処分受入れの準備が整った市町村からの連絡受領後、関係者間で協定締結等を調整</p> <p>7) 広域最終処分を速やかに開始</p> <p>8) 広域最終処分の受入準備県等から受入断念の報告があった場合、上記5)からの手順により広域最終処分を調整</p> <p>➤ <u>進捗報告等</u></p> <p>9) 毎月一回程度、被災市町村から広域最終処分実績量・予定量等の報告を受領</p> <p>10) 毎月一回程度、県内広域最終処分の実績量・予定量等を被災市町村・受入市町村別に集約</p> <p>11) 集約結果を中部事務所に報告</p> <p>12) 被災市町村が広域最終処分に必要な業務を行うことが困難な場合、その業務の実施に協力</p>	<p>➤ <u>広域最終処分の要請～広域最終処分の開始</u></p> <p>1) 自区内の既存最終処分場の管理者と調整し、可能な限り自区内での最終処分を実施</p> <p>2) 自区内等で全ての災害廃棄物等を最終処分できない場合、県に必要な最終処分について要請</p> <p>3) 広域最終処分の受入準備県等に可能な限り協力</p> <p>4) 広域最終処分受入れの準備が整った場合、広域最終処分受入れの準備が整った市町村からの連絡受領後、関係者間で協定締結等を調整</p> <p>5) 広域最終処分を速やかに開始</p> <p>6) 広域最終処分の受入準備県等から受入断念の報告があった場合、上記3)からの手順により広域最終処分を調整</p> <p>➤ <u>進捗報告等</u></p> <p>7) 毎月一回程度、広域最終処分受入れ先の県、市町村、最終処分場の管理者、県に広域最終処分実績量・予定量等を報告</p>	<p>P. 53-55</p> <p>P. 55-56</p>

7.6. 県が事務委託を受けた場合又は事務を代替した場合の読替規定

県	市町村	広域連携計画 該当ページ等
<p>➤ <u>事務委託・事務の代替執行の読替</u></p> <p>1) 事務委託による一部事務の代行、代替執行による一部事務の代替を行う場合、代行又は代替する事務に係る項目において、当該「市町村」を当該「県」と読み替える</p> <p>2) 市町村と協力し、臨機応変に最善を尽くす</p>	<p>➤ <u>事務委託・事務の代替執行の読替</u></p> <p>1) 県と協力し、臨機応変に最善を尽くす</p>	<p>P. 56-57</p>

【用語集】

用語	定義
中部ブロック	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県の範囲
広域連携	県域を越えた連携
幹事支援県	被災県、支援県、中部地方環境事務所と調整し、支援を主導する県
支援県	幹事支援県以外で被災県を支援する県
緊急処理	県域を越えた緊急的な処理
幹事緊急処理県	被災県、緊急処理県、中部地方環境事務所、他県等との調整役や窓口機能を担うなど、緊急処理を主導する県
緊急処理県	幹事緊急処理県以外で被災県からの緊急処理要請対応を実施する県
中部9県1市協議会	災害時等の応援に関する協定に関する事項、その他必要な事項を研究・協議するために設置したもの